

公営住宅法施行令改正に伴う改良住宅使用料の減額に関する要綱

平成 21 年 12 月 4 日
区 長 決 定

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区改良住宅条例（平成 15 年板橋区条例第 40 号。以下「条例」という。）第 13 条第 2 項及び東京都板橋区改良住宅条例施行規則（平成 16 年板橋区規則第 14 号。以下「規則」という。）付則第 5 項の規定に基づき、改良住宅の使用料の減額、期間その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例及び規則の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規使用者 改良住宅の使用予定者として決定され、平成 21 年 4 月 1 日以降に使用を許可された者
- (2) 使用料額 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。）第 2 条の規定により算出した毎月の使用料の額
- (3) 新使用料額 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号。以下「改正政令」という。）による改正後の令（以下「新令」という。）及び平成 20 年国土交通省告示第 410 号（以下「改正告示」という。）による改正後の平成 8 年建設省告示第 1783 号（以下「告示」という。）（以下「新告示」という。）の規定により算定した使用料額
- (4) 旧使用料額 改正政令による改正前の令（以下「旧令」という。）及び改正告示による改正前の告示（以下「旧告示」という。）の規定により算定した使用料額
- (5) 本来使用料額 令第 2 条の規定により算定した毎月の使用料の額
- (6) 新本来使用料額 新令（第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する場合にあっては改正政令附則第 3 条を除く。）及び新告示の規定により算定した本来使用料額

- (7) 基準本来使用料額 平成 22 年 3 月 31 日における本来使用料額（第 3 条第 1 号による減額を受けている場合には減額後の額）
- (8) 本来使用者 条例第 5 条の資格により使用者となった者
- (9) 収入超過者使用料額 板橋区改良住宅使用料取扱い要綱第 5 条の規定により算定した毎月の使用料額

(減額できる場合の基準)

第 3 条 規則付則第 3 項の規定に基づき、使用者の居住の安定について特別の配慮が必要であるものとして区長が別に定める場合とは、次のとおりとする。

- (1) 平成 21 年度における新使用料額が、平成 21 年度における旧使用料額を超える場合
- (2) 平成 22 年度から平成 25 年度までの間の各年度における新本来使用料額が基準本来使用料額を超える場合
- (3) 平成 22 年度から平成 27 年度までの間の各年度における新本来使用料額が基準本来使用料額を超える場合であって、かつ、当該年度における新令第 2 条第 2 項による使用者の収入の区分が当該年度における旧令第 2 条第 2 項による使用者の収入の区分から 2 段階上昇する場合
- (4) 新規使用者が平成 26 年 3 月 31 日までの間に条例第 2 6 条に規定する収入超過者となった場合
- (5) 本来使用者が平成 30 年 3 月 31 日までの間に条例第 2 6 条に規定する収入超過者となった場合であって、当該収入が新令第 8 条第 1 項に定める金額を超え、かつ、旧令第 8 条第 2 項の表の下欄に掲げる 322,000 円を超えない場合

(減額する額)

第 4 条 区長は、前条各号に掲げる場合の使用料を、次の各号に定める額まで減額する。

- (1) 前条第 1 号に定める場合の平成 2 1 年度の使用料額 平成 2 1 年度における旧使用料額

- (2) 前条第2号に定める場合の平成22年度から平成25年度までの本来使用料額 次の表の左欄に掲げる年度における新本来使用料額から基準本来使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額に、基準本来使用料額を加えて得た額

年度	率
平成22年度	5分の1
平成23年度	5分の2
平成24年度	5分の3
平成25年度	5分の4

- (3) 前条第3号に定める場合の平成22年度から平成27年度までの本来使用料額 次の表の左欄に掲げる年度における新本来使用料額から基準本来使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額に、基準本来使用料額を加えて得た額

年度	率
平成22年度	7分の1
平成23年度	7分の2
平成24年度	7分の3
平成25年度	7分の4
平成26年度	7分の5
平成27年度	7分の6

- (4) 前条第4号に定める場合の平成24年度及び平成25年度の使用料額 当該年度における使用者の収入が旧令第8条第1項に定める金額を超える場合にあっては旧令第8条第2項の規定により算定した毎月の使用料額、当該年度における使用者の収入が新令第8条第1項に定める金額を超え、かつ、旧令第8条第1項に定める金額を超えない場合にあっては当該年度における新本来使用料額(第3条第2号又は第3号による減額を受けている場合には減額後の額)

- (5) 前条第5号に定める場合の平成26年度から平成29年度の使用料額 次の表の左欄に掲げる年度における収入超過者使用料額から平成26年3月31日における使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額に、

平成 26 年 3 月 31 日における使用料額を加えた得た額

年度	率
平成 26 年度	5 分の 1
平成 27 年度	5 分の 2
平成 28 年度	5 分の 3
平成 29 年度	5 分の 4

(特別減額の経過措置)

第 5 条 規則第 20 条第 7 項各号の規定に該当する場合、次の表の左欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる収入の区分に応じて、それぞれ同欄に定める率を当該年度の使用料に乘じて得た額を当該使用料から減額するものとする。

年度	使用者の収入の区分
	114,000 円を超え 139,000 円以下の場合
平成 21 年度	0. 5
平成 22 年度	0. 5
平成 23 年度	0. 4
平成 24 年度	0. 3
平成 25 年度	0. 2
平成 26 年度	0. 1

2 平成 21 年度の使用料について前項の規定により減額する場合は、第 4 条第 1 項第 1 号の規定による減額後の使用料から減額するものとする。

(減額の通知)

第 6 条 第 3 条による減額を行った場合の通知は、規則別記第 27 号様式、第 29 号様式、又は第 30 号様式により行う。

付 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 4 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。